

令和7年第2回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和7年6月13日（金）
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会（開議） 令和7年6月13日（金） 14時55分宣告
4. 閉会（閉議） 令和7年6月13日（金） 17時16分宣告
5. 出席議員

1 番 川 本 息 生	5 番 脇 田 千代志	9 番 西 尾 幸太郎
2 番 亀 澤 林大朗	6 番 石 橋 良 行	10 番 石 田 茂 春
3 番 松 山 貢	7 番 村 尾 茂 樹	13 番 吉 田 雅 紀
4 番 村 上 一	8 番 菊 地 政 文	14 番 仲 吉 正
6. 欠席議員 なし
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉	介護保険課長	上 野 俊 之
副広域連合長 大 江 和 彦	隠岐島前病院事務部長	中 尾 清 司
同 坂 栄 一 秀	隠岐病院事務部長	山 崎 章
同 平 木 伴 佳	同 総務課長	原 幸 一
同 曳 野 晃 夫	同 医事経営課長	佐々木 朋 哉
同 川 崎 康 久	診療所事務長	野 津 晶
事務局長 齋 賀 光 成	消防長	田 中 勤
総務課長 和 田 哲 也	消防総務課長	渡 邊 秀 幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤 野 則 子	書記 高 井 美 雪
----------------	------------
9. 会議録署名議員

1 番 川 本 息 生	2 番 亀 澤 林大朗
-------------	-------------
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更

（任期満了） 3 番 安 部 大 助	8 番 池 田 賢 治
5 番 村 上 謙 武	9 番 前 田 芳 樹
6 番 西 尾 幸太郎	14 番 石 田 茂 春
（議員辞職） 11 番 古 濱 正 之	13 番 須 山 隆
（新選出議員） 3 番 松 山 貢	8 番 菊 地 政 文
4 番 村 上 一	9 番 西 尾 幸太郎
5 番 脇 田 千代志	10 番 石 田 茂 春
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 広域連合長提出議案の題目

- 同意第1号 隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について
同意第2号 隠岐広域連合監査委員（議会選出）の選任同意について
報告第1号 令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 令和6年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
議第33号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議第34号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議第35号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
議第36号 財産の取得について（隠岐島前病院総合医療情報システム）
議第37号 財産の取得について（隠岐病院放射線関連機器一式調達事業）
議第38号 令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）
議第39号 令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）
議第40号 令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第1号）
議第41号 令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第1号）
議第42号 令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第1号）
議第43号 令和7年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第1号）
議第44号 令和7年度消防事業特別会計補正予算（第1号）

13. 選挙の経過

（議長） 仲 吉 正

（副議長） 西 尾 幸太郎

14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照

15. 常任委員の選任

（総務消防常任委員会）

石 橋 良 行 松 山 貢 吉 田 雅 紀

亀 澤 林大朗 村 上 一 西 尾 幸太郎

（医療介護常任委員会）

川 本 息 生 菊 地 政 文 村 尾 茂 樹

脇 田 千代志 石 田 茂 春

16. 議会運営委員の選任

石 田 茂 春 村 尾 茂 樹 亀 澤 林大朗

石 橋 良 行 菊 地 政 文

17. 傍聴者 5名

議事の経過

○副議長（村尾 茂樹）

皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第2回定例会が招集されたところです。

議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。

皆さんご承知のとおり、4月30日の隠岐の島町議会議員の任期満了に伴い、石田議長が隠岐広域連合議員を退任されましたので、ただいま議長が欠けております。

新議長選出まで、わたくし副議長の村尾が議事を進めて参りますので、ご協力をお願い申し上げます。

まず、先般行われました、隠岐の島町議会議員選挙におきまして、見事ご当選を果たされ、新たに「松山貢」議員、「村上一」議員、「脇田千代志」議員、「菊地政文」議員、「西尾幸太郎」議員、「石田茂春」議員の6名の隠岐広域連合議会議員が選出されました。

議員各位には心からお喜び申し上げ、隠岐広域連合発展のため、ご尽力をいただきますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げます。

また、5月20日付けで島根県議会選出の「須山隆」議員から、6月10日付けで海士町議会選出の「古濱正之」議員から、隠岐広域連合議会議員の辞職願が提出され、副議長である私が受理しましたので、報告いたします。

それでは会議開会前に、本議場に新たな議員及び執行部をお迎えいたしましたので、それぞれより自己紹介をお願いいたします。

最初に、新たな執行部から自席よりお願いいたします。

それでは佐々木隠岐病院医事経営課長からお願いします。

○番外（佐々木医事経営課長）

隠岐病院医事経営課長の佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（村尾 茂樹）

続いて、渡邊消防総務課長。

○番外（渡邊消防総務課長）

皆さんこんにちは。4月より消防本部総務課長に着任しました渡邊秀幸と申します。

精一杯頑張って参りますので、よろしくお願いします。

○副議長（村尾 茂樹）

ありがとうございます。

次に、新しい議員の方、お願いいたします。ただいま着席の席からで結構でございます。

それでは、3番の松山議員よりお願いします。

○3番（松山 貢）

皆さんこんにちは。隠岐の島町議員を拝命しました松山貢と申します。

島後の東の外れの方で、小さい古い観光宿泊施設、漁師の関係ですとか、アウトドア関係のこととかを営んでおります。指定管理の上で展開しております。

この場においても精一杯努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（村上 一）

こんにちは。隠岐の島町の代出身の村上一と申します。一と書いてマコトと読みます。よろしくお願ひします。

○5番（脇田 千代志）

隠岐の島町議会議員の脇田千代志でございます。久見向ヶ丘という隠岐諸島の中では一番北部に位置する北の場所に住んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○8番（菊地 政文）

隠岐の島町議会議員の菊地政文です。隠岐に入島しまして46年、北海道出身です。今回で3期目、また頑張りますので、よろしくお願ひします。

○9番（西尾 幸太郎）

西尾幸太郎です。引き続きよろしくお願ひします。

○10番（石田 茂春）

蛸木の石田です。よろしくお願ひします。

○副議長（村尾 茂樹）

ありがとうございます。以上で自己紹介を終わります。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和7年第2回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告15時00分）

本日の出席議員は、先ほど報告のとおり、全員出席でございます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第1.「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「1番・川本息生」議員、「2番・亀澤林大朗」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月13日、1日間にしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、会期は本日6月13日1日間と決定いたしました。

日程第 4. 諸般の報告

日程第 4.「諸般の報告」をいたします。

議員の異動につきましては、先ほど報告のとおりですので割愛いたします。その他の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙 1「諸般の報告書」のとおりでございますので、ご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5. 議長の選挙

日程第 5.「議長の選挙」を行います。

4 月 30 日の隠岐の島町議会議員の任期満了に伴い、石田議長が隠岐広域連合議員を退任されましたので、ただいま議長が欠けております。

お諮りします。議長の選挙方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、指名人を副議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、副議長が指名人を指名することに、決定いたしました。

6 番「石橋良行」議員を指名いたします。これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、6 番「石橋良行」議員が指名することに決定いたしました。石橋議員、発言を願います。

○6 番（石橋 良行）

知夫村の石橋です。隠岐広域連合議会議長に、西ノ島町「仲吉正」議員を指名いたします。

○副議長（村尾 茂樹）

ただいま、石橋議員から、「仲吉正」議員が指名されました。

お諮りします。ただいま指名されました、「仲吉正」議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、指名されました「仲吉正」議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました「仲吉正」議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました「仲吉正」議員、登壇されまして、当選受託のご挨拶をお願いいた

します。

○議長（仲吉 正）

西ノ島町の仲吉正でございます。

議長の就任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員の皆様のご推薦をいただきまして、第 17 代の隠岐広域連合議会議長に就任をいたしました。誠に身に余る光栄と同時に、その責任の重さを痛感いたしております。議長といたしまして、議員の皆様のご協力とご理解のもと、公平かつ円滑な議会運営を務めて参ります。

そして、議会が離島にあります隠岐諸島地域の益々の発展と隠岐島民の皆様の福祉の向上に貢献ができますように、執行機関の皆様とも連携を密にして力を合わせ、真摯に諸課題に取り組んで参りたい所存でございます。

今後とも、皆様方の温かいご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、私の就任の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（村尾 茂樹）

以上で、議長の選挙を終わります。それでは、仲吉議長は、議長席にご登壇ください。

○議長（仲吉 正）

これより、私が議長を務めさせていただきます。

日程第 6. 議席の変更

日程第 6「議席の変更」を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更いたします。

10 番「仲吉正」議員を 14 番議席に、11 番「石田茂春」議員を 10 番議席にそれぞれ変更いたします。議席の移動を願います。

ここで、暫時休憩とします。

（本会議休憩宣告 1 5 時 0 9 分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 1 5 時 1 0 分）

先ほど、「村尾茂樹」副議長から、「副議長辞職願」が提出されました。

お諮りします。「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1. 副議長辞職の件

追加日程第 1.「副議長辞職の件」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、「村尾茂樹」副議長の退場を求めます。

お諮りします。「村尾茂樹」副議長の「副議長辞職」を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、村尾茂樹副議長の「副議長辞職」を許可することに決定しました。

村尾茂樹議員の入場を許可します。

村尾茂樹議員にお伝えいたします。

提出のありました副議長の「辞職願」につきましては、許可されました。

ここで、村尾茂樹議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。自席にてお願いします。

○副議長（村尾 茂樹）

ただいま、辞職を認めていただきましてありがとうございます。この 2 年間ほど微力ながら務めさせていただきました。

議席を引き続き扱っておりますので、広域連合の発展のために務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

以上で、「副議長辞職の件」を終わります。

ただ今、副議長が欠けました。お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、「副議長の選挙」を日程に追加して、追加日程第 2 として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第 2. 副議長の選挙

追加日程第 2 「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

隠岐広域連合議会副議長に、9 番「西尾幸太郎」議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました「西尾幸太郎」議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、指名されました「西尾幸太郎」議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました「西尾幸太郎」議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました「西尾幸太郎」議員、登壇されまして、当選受託のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（西尾 幸太郎）

副議長を拝命いたしました西尾幸太郎です。

拝命いたしました任をしっかりと努めて参りますので、皆様ご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（仲吉 正）

以上で、副議長の選挙を終わります。

暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 1 5 時 1 6 分)

○副議長（西尾 幸太郎）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 1 5 時 1 7 分)

議長の一身上の件がありますので副議長によって進行いたします。

日程第 7. 議長の常任委員辞任・日程第 8. 議長の議会運営委員辞任

日程第 7.「議長の常任委員辞任」、日程第 8.「議長の議会運営委員辞任」の 2 件を一括して議題といたします。

ただいま、仲吉議長から議会の公平性を保持したいとの理由によって、「医療介護常任委員」、「議会運営委員」を辞任したいとの申し出がありました。

一身上の案件でありますので、仲吉議長の退場を求めます。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の「医療介護常任委員」、「議会運営委員」の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許します。

仲吉議長、ただ今全会一致をもちまして「医療介護常任委員」、「議会運営委員」の辞任が許可されました。

ここで、暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15 時 19 分)

○議長(仲吉 正)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15 時 20 分)

日程第 9. 常任委員の選任・日程第 10. 議会運営委員の選任

日程第 9.「常任委員の選任」、日程第 10.「議会運営委員の選任」の 2 件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

「常任委員の選任」、「議会運営委員の選任」については、隠岐広域連合議会委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、お手元に配布したとおり指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、「常任委員」、「議会運営委員」はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩とし、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選について協議をお願いいたします。

暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 15 時 21 分)

本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15 時 22 分)

各常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を代表の方から報告をお願いいたします。

最初に、総務消防常任委員会

○2 番(亀澤 林大朗)

総務消防常任委員会は、委員長に「石橋良行」議員、副委員長に「松山貢」議員を選出いたしました。以上でございます。

○議長（仲吉 正）

次に、医療介護常任委員会から報告をお願いします。

○7番（村尾 茂樹）

医療介護常任委員会では、委員長に「川本息生」議員、副委員長に「菊地政文」議員を選任いたしました。以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ありがとうございました。以上で、常任委員会の正副委員長の報告を終わります。

次に、議会運営委員会の報告をお願いします。

○8番（菊地 政文）

それでは議会運営委員長を「石田茂春」氏、副委員長が「村尾茂樹」氏に決まりました。

○議長（仲吉 正）

ありがとうございました。以上、各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので報告を終わります。

ここで、15時30分まで休憩いたします。

（休憩宣告15時23分）

会議を再開いたします。

（再開宣告15時30分）

日程第11. 議案上程

日程第11.「議案上程」の件を議題といたします。

議案上程に先立ちまして、隠岐広域連合長より挨拶をいただきます。

○番外（池田広域連合長）

令和7年第2回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたり、提案理由を申し上げます前に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回議会定例会を招集させて頂きましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、先般執行されました隠岐の島町議会議員一般選挙におきまして、14名の議員各位がめでたくご当選をはたされ、「松山貢」氏、「村上一」氏、「脇田千代志」氏、「菊地政文」氏、「西尾幸太郎」氏、「石田茂春」氏の6名の方を隠岐の島町議会から選出いただきました。ここに改めましてお祝いを申し上げます。新たに選出された皆様には、今後、益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合事業の円滑な推進に格別のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、今春の島根県人事異動により、「曳野晃夫」氏が隠岐支庁長に就任されました。本日、副広域連合長選任同意をお願いすべく議案を上程させていただいておりますが、隠岐広域連合の発展にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、さる6月2日に全国離島振興協議会通常総会が隠岐の島町で開催され、全国離島の

市町村長及び関係国会議員をはじめ、関係者百数十名が来島され、令和7年度の離島振興の取り組みなどについて議論されました。

また、翌3日には隠岐の島町及び海士町、4日には西ノ島町及び知夫村の視察を行い、全国の離島関係者の皆様に隠岐圏域の状況をご確認いただいたところであります。

本年度から、有人国境離島法の延長に向けた取り組みが本格化して参りますが、全国の離島関係者とともに、離島の活性化に向け取り組んでいくとともに、隠岐圏域における島民の皆様の安全、安心の生活基盤の整備に向け、職員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本定例会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（仲吉 正）

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」は、「曳野晃夫」氏の一身上の案件であると認められますので、除斥したいと思います。

「曳野晃夫」氏の退場を求めます。

只今、議題となりました同意第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意」について、内田副広域連合長が、3月31日付けをもって辞職されたことに伴い、新たに隠岐支庁長に就任されました「曳野晃夫」氏を、隠岐広域連合副広域連合長に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲吉 正）

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより「質疑」を行います。

同意第1号について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、「討論」を行います。

同意第1号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより「採決」を行います。

同意第1号「隠岐広域連合副広域連合長の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

「曳野晃夫」氏の入場を許可します。

只今、全会一致をもって隠岐広域連合副広域連合長に選任同意されました。

「曳野晃夫」氏には、演台にて就任の受託挨拶をお願いいたします。

○番外（曳野副広域連合長）

ただいま副広域連合長に選任いただきました、島根県隠岐支庁長の「曳野晃夫」でございます。

県職員として、隠岐への赴任は初めてでございますけれども、赴任してこの2か月間、島前島後のいろいろな地を回り、また、様々な方とお会いをさせていただきました。

こうした中で、隠岐には世界ジオパークに登録された雄大な自然はもとより、歴史文化、温かな人々など、他の地域に誇れるものがたくさんあるということを実感しております。

人口減少の中でありますけれども、この隠岐の暮らしをしっかりと守っていけるようにと強く願ったところであります。

隠岐広域連合は、医療介護、そして消防、航路など、隠岐生活の基盤を確保し、かつ、発展に繋がる大変重要な役割を担っていると承知しております。

私も隠岐地域の発展のために、精一杯努めて参りますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（仲吉 正）

以上で、同意第1号を終わります。

日程第12. 議案上程

日程第12.「議案上程」の件を議題といたします。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、同意第2号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意」について、提案理由のご説明を申し上げます。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意」について、議員のうちから選任されておりました「西尾幸太郎」監査委員の任期が、4月30日をもって満了したことに伴い、新たに「石田茂春」議員を監査委員に選任いたしたく、隠岐広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

○議長（仲吉 正）

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、「石田茂春」議員の退場を求めます。

これより「質疑」を行います。

同意第2号について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、「討論」を行います。

同意第2号について、討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより「採決」を行います。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立全員 ）

起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、「石田茂春」議員の入場を許可します。

同意第2号「隠岐広域連合監査委員（議会選出者）の選任同意について」は、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。

「石田茂春」議員には、演台にて就任の受託挨拶をお願いいたします。

○10番（石田 茂春）

ただいま、監査委員の選任同意で、私「石田」を選任いただきありがとうございました。監査委員としてしっかりと目を通して参りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

以上で同意第2号を終わります。

日程第13. 一般質問

日程第13.これより「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙2「通告一覧表」のとおりであります。

一般質問は、その質問の要旨を具体的に記載され、事前に通告をいたしております。それに基づきまして、的確な答弁があると考えます。

そこで一言申し上げます。

再質問につきましては、その趣旨を踏まえ、慎重に適切にお願いをいたします。

それでは、発言を許可いたします。まず最初に「4番・村上一議員」

○4 番（村上 一）

村上一と書いて、「マコト」でございます。

私はこの4月に選挙で、隠岐の島町の議員になりました。日本共産党から立候補いたしました。

日本共産党隠岐支部が2月から行った町民アンケートには、この5月11日までのところで122名から町民から回答がありました。そして、そのアンケートの結果、町政に望むことの1番は医療体制の充実、2番は買い物弱者対策、3番は汽船・飛行機・バスなど公共機関の整備となっています。

隠岐広域連合規約第4条には、広域連合は、次に掲げる事務を処理するとあり、同条第14号には、隠岐航路フェリー及び超高速船の設置、管理及び運営に関する事務とあります。

先日、隠岐汽船の船員不足から減便せざるをえないという発表があり、島民から不安の声が多数寄せられています。

隠岐広域連合として、隠岐汽船の減便問題について何かできないのか。執行部の見解をお聞きします。

この度私も初めてこの隠岐広域連合の議員になりましたけど、先ほどからのお話にもあるように、隠岐広域連合が、この町民アンケートにあるように、医療体制や、隠岐航路、そして消防など、非常に大事な役割を持っているということを私も知りました。是非この広域連合として、この隠岐汽船の減便問題何かできないかということで、今回質問しています。

私は第一義的には隠岐汽船がまず企業努力をすべきだというふうに思いますが、有人国境離島航路については、国、県、広域連合、町村の援助が必要だと考えます。援助として、次のことが考えられますが、すぐにでも取り組めることは、緊急に具体化すべきと考えます。

1つ、国に対する財政的な面での支援要請。2つ目には、県に対する財政的な面での支援要請。そして3つ目には、私もこの3月まで隠岐水産高校に勤めておりましたので、よくわかりますけども、隠岐水産高校の進学者が、隠岐汽船に就職するように、奨学金制度などを設置するということはどうでしょうか。特に島内の看護師不足のときに、そういう島外の看護師養成の施設に進学した者には、この隠岐の島の方から奨学金を渡して、戻ってきたら返さなくてもいいよという制度があったと思います。そのようなイメージです。4つ目、隠岐汽船との協議会の設置です。船員不足解消のための特別な協議会というものは設置できないでしょうか。そして5番目です。広域連合として隠岐郡全島民に対する、この隠岐航路に対するアンケートを実施してはどうでしょうか。以上5点お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○番外（池田広域連合長）

只今の村上議員の一般質問についてお答えいたします。まず最初に、隠岐汽船株式会社に対する隠岐広域連合の関わりについて、基本的な考え方をお答えします。

議員仰せのとおり、まず、隠岐汽船が企業努力を十分に発揮することが重要と考えますが、

昨今の人口減少や物価高騰など、複雑な社会問題を企業努力のみで乗り越えていくことは困難と考えており、島民にとって最も重要な生活インフラである隠岐航路を、隠岐汽船と一緒に維持・発展していくため、必要な支援は、今後も継続して行っていく考えでございます。

それでは、1点目の「国に対する支援要請」についてお答えいたします。

去る6月2日に、令和7年度全国離島振興協議会通常総会が開催され、「通常総会決議」に加え、「離島交通政策の抜本拡充に関する特別決議」においても船員不足解消のための支援が盛り込まれ、全会一致で採択されたところでございます。離島航路における船員不足は全国的な課題であり、今後、他の離島自治体と連携して、国に対して強く要望して参ります。

次に、2点目の「県に対する支援要請」についてお答えいたします。

島根県の場合、以前から隠岐航路の課題に対して積極的な支援をいただいております。「レインボージェット」の導入・「フェリーしらしま後継船」の建造には、いずれも実負担額の3分の2を支援いただいております。この度の船員不足に対しても、隠岐汽船の実情把握などのヒアリングも一緒に出かけたところでございます。今後も、島根県とは情報共有を密にして、船員不足解消に取り組んで参ります。

次に、3点目の「隠岐水産高校進学者に対する奨学金制度の設置」についてお答えいたします。

議員ご指摘の奨学金制度については、隠岐広域連合においても船員不足解消において効果が期待出来ると考えており、現在、対象者や貸与額及び有利な財源など制度設計を検討しているところでございます。一方で、奨学金制度は即効性に欠けているため、併せて短期的な取り組みも必要と考えており、隠岐汽船と意見交換しながら出来るだけ早く効果が表れる取り組みについても検討を開始しているところでございます。

次に、4点目の「隠岐汽船との協議会設置」についてお答えいたします。

議員ご指摘の協議会については、すでに隠岐航路振興協議会を設置しており、隠岐航路の様々な課題に対して協議を行っていますので、本協議会において船員不足についても対策等を検討して参りたいと考えています。隠岐航路振興協議会の構成員は、町村の首長及び議長、島根県の地域振興部長及び隠岐支庁長、隠岐選出県議に加え隠岐汽船社長で構成され、協議会の下に、幹事会も設置しており、より実務的な協議も行っていますのでご理解を賜りたいと存じます。

最後に、5点目の「隠岐広域連合として、隠岐郡島民アンケートを実施」についてお答えいたします。

島民アンケートについては、平成26年度から年に1回、指定管理者評価委員会において、利用者の満足度調査を7月頃実施しています。議員ご質問の趣旨を踏まえ、調査項目を精査しながら検討して参りますので、今後も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○4番（村上 一）

今の答弁に対する再質問を行いたいと思います。

ほとんどの項目について、前向きな回答は得られたと、いうふうに考えておりますので是非進めていただきたいと思います。

1点、4点目の隠岐汽船との協議会設置についての回答について、もう少しお聞きしたいと思います。それは私もこの連合長さんが答弁していただきました協議会があるということは、この発言通告をした後、この広域連合のホームページを見てわかりました。そして今までの議事録、要約でしたけどもそれもすべて見せていただきました。先ほどの回答にあったように、委員は町村長はじめ隠岐汽船の社長さんなども入っております。そして幹事会は、副町長や常務取締役というようなメンバーだったと思います。幹事会はどのくらい開かれているかというのはわかりませんでしたけども、委員会については、最近は年1回、というふうに開かれているような報告がありました。その報告がすべてかどうかわかりませんが、私が設置をお願いしている委員会というのは、どちらかという、プロジェクト委員会のような即効性のある緊急性のある委員会をイメージしています。というのは、この隠岐汽船からの発表が、本当に私たちが選挙が終わってすぐ、山陰中央新報の記事で、島民が知らされたという状況だったと思います。そして、私も議員になったばかりでしたので、いろんな方から、私は先ほども隠岐水産高校に3月まで勤めていたと言いましたので、水産高校は何やってるんだというような声も聞きました。私も卒業生がたくさん隠岐汽船で働いておりますので、非常に感謝しておりますし、教員をやってきて良かったなというふうな思いでありますけども、船員さんたちからいろんな声も聞いております。隠岐汽船の会社の問題やら、船内のことやいろいろ聞いております。そして、船員ももう何年か前からだんだん減ってきているというような話も聞いております。こういう今緊急事態だと思うんですね。

本来であれば3便体制でやるべき夏のこの大事な時期に2便にせざるをえないという状況まで来てしまったというのは、緊急事態だと思うので、それに対して、この今まであるような振興協議会という、年1回開かれていたような委員会だけで、しかもその下にある幹事会だけでいいのか。もっと現場の船員や、町民や、この広域連合のプロジェクトチームというのを作って、緊急な対策をとらなければ本当に隠岐航路はこれからどうなるんだろうかというそういう島民のすごい心配があると思うので、それに応えるようなプロジェクトチームのような協議会、これを設置してはどうでしょうかという提案でしたので、是非こちらの方もご検討というかご回答をお願いしたいと思います。以上です。

○番外（池田広域連合長）

船員不足に対する専門的プロジェクトを設置すべきではないかという、ご意見ご質問でございますが、実際に6月9日、緊急であり、重要案件でありますので、隠岐航路振興協議会の中で報告をまずさせていただいて、対応を急ぐべきだということから、まずは6月18日予定しております、副町長をはじめとするメンバーで、この件、来年のダイヤも含めて協議をし、その後また町村長で話し、もう1回また、協議会の方に戻すというように、今まで年

に1回だからということじゃなくて、こういう緊急重要案件につきましては、常に会議を開きたい、ですからお気持ちは一緒に、プロジェクトぐらい組んでやるべきだという部分は自分もそういう思いを持っておりますが、そういう思いの中で、今の協議会をきちんと回数も含めて動かしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○4番（村上 一）

ありがとうございます。再質問が2回許されておりますので、最後の質問としたいと思います。

先ほど連合長の方から、1回ということではなく、今緊急事態ということで、何回もこれからやるという答弁がありました。是非そうしていただきたいと思えます。

本当にこの問題は大変な問題で、全国的にも船員不足という情報は私の方にも入っておりますが、隠岐汽船独自の問題もあるでしょうし、どうしたらいいのかというのは、知恵を出さなきゃいけないというふうに思っております。それで、私は今島後に住んでいるんですけど、今日島前の議員さんたちも、町長さん、村長さんも来ておられますので、島前の方が一番今大変な思いをしておられるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、トップがもちろん緊急事態だと思って頑張ることはもちろんなんですけど、本当に動かすためにどうしたらいいかっていうところで先ほどから提案しているような、特別なプロジェクトチームなどを作るということも、その協議会の中で検討していただきたいなということを最後に意見を表明しまして、質問を終わりたいと思えます。よろしくお願いします。

○番外（池田広域連合長）

村上議員の再々質問でプロジェクトを作るべきじゃないかと、お気持ちを添えてのご質問ご意見でございましたが、再質問でもお答えしましたように、もう今6月18日に向けての資料とか事務レベルのもしかり今検討してます。

皆さんと一緒に、島前の町村長さんもですが、住民の皆さんと話し合いもされたりしておりますしそういったものを、どんどん拾い上げて、しっかりと村上議員がおっしゃるプロジェクトに変わるじゃないですけど、難しいですけど、しっかりとやっていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと。

○4番（村上 一）

ありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

「4番・村上一議員」の一般質問を終わります。

次に、「3番・松山貢議員」

○3番（松山 貢）

改めまして、ありがとうございます。挨拶でも少しお話しましたがけれども、私は島後の東の方の外れで、小さい小さい古い町所有の施設、指定管理を運用しながら、小さい宿泊、飲

食店、それから漁師、釣り船、アウトドア関連のアクティビティの関係をやってます。つまり大きくは観光業ですね。

質問のきっかけは、先日こちらにお邪魔したときに、副連合長からですね、いろんな様々な諸問題も聞きながら、取り組んでいらっしゃる姿を前にお聞きして、常々思ったことの原因がそこにあるんじゃないかなと気づきがありましたんで、その辺のところをまた質問にかえてお伝えできたらと思います。

隠岐諸島において広範囲の最重要インフラを支える隠岐広域連合の企業体的組織としての CI、コーポレートアイデンティティがない、もしくは表出しない現状の見解を伺います。

隠岐広域連合は、隠岐諸島における最重要インフラを支える企業体的組織と言えます。対極でとらえる隠岐諸島の最大サービス産業、企業ととらえられます。

これらのサービスを受ける人々、住民来島者が重要顧客であり、クライアントとしてこれらの方が向けての CI がない、もしくは薄い、表出していないことを訴因とする問題が続いていると感じています。あらゆるサービスの見直し、ブラッシュアップが著しくない状況が今後も続くと思込まれることへの問題意識と見解、展望を伺います。

○番外（池田広域連合長）

只今の松山議員の一般質問についてお答えいたします。

隠岐広域連合は、地方自治法第 284 条第 1 項の規定に基づき、多様化している広域行政需要に的確に対応するため、構成団体から権限移譲された事務を処理する特別地方公共団体であり、その主な事務は隠岐病院・隠岐島前病院の設置、管理及び運営、介護保険の実施、消防、隠岐航路フェリー及び超高速船の設置、管理及び運営に関する事務などであり、利潤を追求する企業とは異なり、CI（コーポレートアイデンティティ）の理念である差別化された個性が求められる団体にそぐわないと考えています。

一方で、ビジョン（将来の構想）やミッション（社会的使命）は重要と考えられており、「広域計画」の策定が義務づけられているところです。第 5 次隠岐広域連合広域計画は、医療・介護・消防関係者及び一般の島民で構成された 13 名の委員で原案が作成され、本年 2 月に開催された令和 7 年第 1 回議会定例会で議決された計画となっており、構成団体の諸課題と相互に役割を分担し、すべての島民が等しくサービスの提供を受け、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して策定されています。

計画の期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間であり、「序論」・「基本構想」・「基本計画」・「計画の改定」の 4 つの柱で構成され、毎年度の自己評価に加え、外部委員等による総合評価を計画最終年度に実施し、計画のブラッシュアップを図ると共に、取組みも必要に応じて見直しているところです。

さて、議員ご指摘の問題意識と展望についてですが、社会情勢の急激な変化に対応する課題はあるものの、団体の理念や事業の在り方については問題意識を持っておらず、展望についても「第 5 次隠岐広域連合広域計画」を上位計画として位置づけ、更には様々な実施計画

を策定及び実践していることをご承知いただきたいと存じます。

○3番（松山 貢）

改めてお伺いします。

特に重要な重たい分野を担ってらっしゃる広域連合です。これが支障あることになれば島自身が生きていけないというほどの重要事項になってらっしゃる。その中でもですね、特に隠岐航路の関係については、少し顔色が違う。表情が違うんじゃないかと思うんですね。つまり利用者の利用目的がそもそも違う。経済的な背景を考えますと、連合長おっしゃるようなことがご最もだと思うんです。ただし、市場マーケットをとらえた時にはですね、一般の観光目的のお客様を運んでいる。つまり、夢を運んでいる船ですよ。それを運航してらっしゃるそうさせてらっしゃる広域連合という位置付けになろうかと思います。

利潤目的がないということです、マーケティングですとかそういったことは手法としてそぐわないという見解があります。しかし実態としてはですね、観光客を運ぶ、そして島自身、隠岐諸島自身をその観光産業と位置付けを最重要課題と位置付けていることも同時にあると思うんですね。その中で利潤追求型の組織ではないから、マーケティングということはそぐわないということは、逆にそれはまたあまりふさわしくないというところが生まれてくると思います。

私が先ほどお話ししました、先日こちらでお邪魔したときにお話をいろいろ聞かせいただきました。その中で、しらしまの新造船には期待に夢を膨らませてですね、計画なさってる。大きな投資の大きな夢を新しく作るってということにおいては、島中の小っちゃい子供たちも大人も老若男女が期待するところだと思います。

私もマーケティング、それから建築関係の設計でまちおこし、まちづくり再開発、いろんなプロジェクトデザインの設計の関係仕事しました。船舶の関係の仕事もやってまして、今建造中の「しらしま」の計画中の様子をお伺いしますと、先ほど言いましたマーケティングから波及する、そういったデザインですとか、いうところが失礼ながら、直接いうと欠落しています。内装仕上げをすればいいというような感覚が往々にしてありがちな考え方だと思う。

それはなぜかといいますと、プロジェクト中の素因と言われるその考え方を底辺にですね、マーケティングですとか、お客様目線ですとか、そういったところの視点が欠けているからにほかならないと思う。他との競争が少ないから、そういった事態になってもおかしくないと思うんですけれども、日本中世界中見たときに、船を使った旅ですね、船旅ですよ。昔、同世代だと思いますけど井上陽水さんの歌に、船旅の歌がありました。覚えてらっしゃる方もいらっしゃると思う。はるかな旅をするときに船旅がいいと、そういった歌詞が中に入ってます。

私は隠岐に船で来る時にですね、いつもその歌を思い浮かべながら素晴らしい旅だと、帰ってるだけなんですけども、それでもそういった考えを受けます。私が宿泊されるお客さん

達に向かっても選べるならば、ぜひ船で来てくださいと、少し時間がかかる、けども旅の醍醐味としては、圧倒的な違いがあるというふうなことをお伝えしてご案内してます。そしてお客様の声というのは、感動の言葉ですね。特に遠回りにはなるけれども、島前をめぐって島後にたどるこの航路、それ自体が旅の目的にすらなるというふうにおっしゃってます。

そこで比較してはちょっと飛躍し過ぎるとおっしゃるかも知れないですけども、乗り物としてはですね、万博の頃、オリンピックの頃、線路、ひかり号ですよ、こだま号、そういったことをイメージしてもらおうとすごくわかりやすいと思うんです。近代になってはのぞみですとか、N500 系ですとか、旧国鉄がやっていた JR の展開する乗り物自身が世界中の旅の目的に、日本中のファンを生み出すようなそういった乗り物になっております。それ自身が観光の目的になってます。

今言いました背景を元にですね、先ほど私の提案してる考え方について、改めてまた見解をお伺いできたらと思います。

○番外（池田広域連合長）

松山議員の再質問、特に船舶についてのマーケティングというような部分で再考できないかということだと思いますが、まず隠岐広域連合が、船舶だけに特化して今のお話を引き継ぎますと、島民の皆様の交通の手段、物流という部分で船舶を持つわけです。おっしゃる部分は、視点は、議員の考え方を否定するものではございませんけども、観光産業として、マーケティングとか船を活かす、これは我々が指定管理を行っている隠岐汽船株式会社、この企業努力であって、隠岐広域連合が観光産業に特化して、船をどうのこうのという考えは持っていないです。

あくまでも、島民の皆様、交通手段として、物流の手段としての船舶というふうに考えておりますので、観光に特化して船のことを、議員がご指摘、ご意見いただいても少し自分とは考えが違うと思います。

○3番（松山 貢）

それでですね、側面としては、人を運ぶ物を運ぶ重要な役目を担ってる船です。合わせて同時に、先ほど申しましたように繰り返しますけれども、観光の側面ということは非常に大きい、そして島に対する影響も非常に大きい、期待も大きいと、即効性のある内容であると思います。

これからすべきことにですね、例えば何かを費用かけてするのであれば、ぜひマーケティングという感覚を持ちながら、少しでも意識しながらですね、展開していただければ、それが結果として繋がり、そして利用者の喜び、船旅の喜びへの醸成と繋がっていくと思います。

そしてあわせて、先ほど村上議員がおっしゃったように、こういったこともですね、併せてプロジェクトの中での課題として取り組んでいただけたら、非常に良い組織自身も、そして利用者自身もそれ全国的に注目を集めるようなそういった取り組みとして、注目集めの展

開になれば、それはまた起爆剤としても期待できるかと思います。見解を伺います。

○番外（池田広域連合長）

再々質問、プロジェクト的な取り組み、また観光という面からも、マーケティングが重要である。ですから、議員のおっしゃっていることを否定するわけじゃなくて、観光産業にとっては、そういった視点も持たなければならないというふうに思ってますので、しっかりとそこはやりますが、今も船舶作るのに、行政がただ単に交通手段、物流という視点で船を考えておらんわけでした、そこにですから、隠岐汽船という企業さんも入っていただきながら、今の新しい船の内容を進めておりますから、観光という面もきちんとやりますが、隠岐広域連合としての立場、見解としてどうかと言われれば、あくまでも島民の皆様の安心安全、そして物流、交通手段という部分を、きちんとやっていきたいと思ってます。

議員のご意見をあらゆる視点、角度からのマーケティングということは、ここに居る自分たち、執行部も改めまして、意識していくように考えていきたいと思っています。

○議長（仲吉 正）

「3番・松山貢議員」の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第 14. 議案上程

日程第 14.「議案上程」の件を議題といたします。

報告第 1 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」から、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 14 案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、14 案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、報告第 1 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」から、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 14 案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

報告第 1 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和 6 年度予算のうち、中村診療所整備事業について、令和 7 年度に明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

次に、報告第 2 号「令和 6 年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和 6 年度予算のうち、島前分署施設整備事業及び海士出張所施設整備事業について、令和 7 年度に明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

次に、議第 33 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議第 34 号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、議第 35 号

「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これら3案件につきましては、宿泊費が高騰している状況を踏まえ、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を参考に、宿泊料について、所要の改正を行うものであります。

次に、議第36号「財産の取得について（隠岐島前病院総合医療情報システム）」についてであります。4月21日に公募型プロポーザルにより、「株式会社ヘンリー」を最優秀提案者に選定しましたので、同社と契約金額9,988万9,196円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第37号「財産の取得について（隠岐病院放射線関連機器一式調達事業）」についてであります。5月19日に公募型プロポーザルにより、「富士フイルムメディカル株式会社中国支社」を最優秀提案者に選定しましたので、同社と契約金額1億1,132万円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第38号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳出につきましては、総務費の総務管理費において、職員の退職等に伴い人件費を減額し、仁万の里の給湯器更新に伴い工事請負費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額し、諸収入を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ99万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億5,028万8,000円とするものであります。

次に、議第39号「令和7年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。補正予算第2条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業費用は、児童手当の制度改正等に伴い給与費を増額するもので、訪問看護事業費用は、会計年度任用職員の採用に伴い、給与費及び経費を増額するものであります。

補正予算第3条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

次に、議第40号「令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳出につきましては、総務費の施設管理費において、派遣看護師の雇用に伴い一般管理費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ785万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,113万円とするものであります。

次に、議第41号「令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳出につきましては、総務費の施設管理費において、派遣看護師の雇用に伴い一般管理費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ785万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,696万円とするものであります。

次に、議第 42 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてありますが、歳出につきましては、総務費の施設管理費において、職員の退職に伴い給与費を減額し、医業費において、医療機器の購入に伴い、備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を減額し、県支出金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 214 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 7,395 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 43 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてありますが、歳出につきましては、医業費において、医療機器の購入に伴い、備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 41 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 4,189 万 3,000 円とするものであります。

次に、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、職員の人事異動及び会計年度任用職員採用に伴い人件費を増額し、職員宿舍の借上げ戸数の増加及び公用車の NHK 受信料の未払い対応に伴い、使用料及び賃借料等を増額するもので、事業費の海士出張所施設整備費において、庁舎基礎の軟弱地盤対応工事の追加に伴い、工事請負費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 7,485 万 6,000 円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 21 億 8,354 万円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（仲吉 正）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 15. 質疑

日程第 15. これより「質疑」を行います。

報告第 1 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」から、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの、14 案件について質疑を行います。

最初に、報告第 1 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、報告第1号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明いたします。

今回の報告につきましては、3月の議会でご承認いただきました中村診療所整備事業に係る繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

繰り越しの詳細につきましては、資料2「議案に関する参考資料」の1ページをご覧ください。

本繰り越しの理由は、中村診療所複合施設における建築整備工事の遅れにより、工事費を令和7年度に繰り越したものでございます。繰越額は1,933万5,000円であり、事業完了予定日は令和7年6月30日としております。なお、実際の診療所の供用開始は、令和7年7月2日を予定しております。説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、報告第1号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、報告第2号「令和6年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」、質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中消防長）

それでは、報告第2号「令和6年度消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ご説明させていただきます。

令和6年12月の議会でご承認をいただきました、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所施設整備事業に伴う繰り越しについてのご報告となります。

令和6年度内におきまして、用地造成工事及び用地造成工事積算管理業務の完了を予定しておりましたが、両施設ともに各工事に遅れが生じ、年度内での完了が困難となったことになったため、令和7年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

繰越額につきましては、島前分署施設整備事業が1億5万4,000円、海士出張所施設整備事業が6,154万5,000円、合計で1億6,159万9,000円でございます。

なお、造成工事の事業完了予定につきましては、島前分署が令和7年12月31日、海士出張所が令和7年9月30日となっております。以上で説明を終わります。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、報告第2号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第33号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例」についてから、議第 35 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」までの 3 案件につきましては、関連がありますので、一括して質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第 33 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から議第 35 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」までの、3 案件についてご説明させていただきます。

条例改正の概要でございますが、全国的に宿泊費が高騰している状況から、国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令を参考に、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の要点でございますが、隠岐広域連合が支給する旅費の宿泊料について、これまでは、島根県及び鳥取県が 6,500 円、政令都市等は 1 万 1,200 円、その他の都道府県は 9,200 円の 3 段階だったものを、国家公務員の宿泊料を基準に 47 都道府県別に改定するもので、主要なところでは、島根県は 9,000 円、鳥取県は 8,000 円、東京都は 1 万 9,000 円、大阪府は 1 万 3,000 円となっております。

4 ページ以降に新旧対照表をお付けしておりますので、ご確認をいただきたいというふうに思っております。

施行期日は公布の日からとし、施行日後に出発する旅行から適用するものでございます。説明は以上です。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第 33 号から議第 35 号までの 3 案件について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 36 号「財産の取得（隠岐島前病院総合医療情報システム）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

それでは、議第 36 号「財産の取得について（隠岐島前病院総合医療情報システム）」についてご説明いたします。

今回取得する財産は、「隠岐島前病院総合医療情報システム」、電子カルテで、本年度で稼働 17 年目を迎える総合医療情報システムを更新するものでございます。

5 番目の募集及び選定の経過につきましては、令和 7 年 3 月 21 日に募集公告を行い、4 月 14 日を提出期限としたところ、「株式会社エバルス」と、「株式会社ヘンリー」の 2 者から応募がございました。提出書類の確認を行い、4 月 21 日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。

11 ページ中段になりますが、8 番目の選定委員会委員による評価の結果、「株式会社ヘンリー」が総合評価 879 点、「株式会社エバルス」が 724 点となり、「株式会社ヘンリー」を最優秀提案者と決定いたしました。

9 番目の評価の総評といたしましては、提案内容が当院の状況を十分考慮したもので、要求水準を上回る高いレベルの提案でありました。特に看護支援機能や診断書作成システムなどの部門システム連携について、現行システム以上の提案であったほか、サイバーセキュリティ対策や医療 DX の推進につきましても積極的な内容となっていることから、高く評価をしたところであります。

今回の議案提出につきましては、隠岐広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 号の規定により、議会の議決を求めるもので、取得金額 9,988 万 9,196 円、契約の相手「株式会社ヘンリー」でございます。5 月 9 日に仮契約を締結し、本日の議会定例会において議決をいただいた後、本契約と切り換えさせていただく予定といたしております。説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第 36 号について質疑はございませんか。

○1 番（川本 息生）

システムの契約内容についてちょっとお伺いしたいんですけども、システム更新事業なので新たにシステム導入されるわけですが、そのシステムの改修とかですね、システム保守について、例えばシステムエラーが出たときに、どういうふうな、向こう側に負担があるのか、こっち側に負担があるのかみたいな契約がなされてるのかっていうのと、あとこういうシステムを導入すると、すごい重要だと思うんですけども、いろいろ医療系のシステム会社で突然サービスを終了したりとかすることが、何回か過去にあったりしたと思うんですけども、そういう際にどういうふうに、この会社に負担を求めるような契約になってるのか、それともこっち側がまた新たに契約し直さなきゃいけないのかみたいな、内容的な、契約の内容、細かい内容になるんですけども、そういうふうに不測の事態にどういうふうにならないようになっているのかっていうのを聞きたいなと思います。

○番外（中尾隠岐島前病院事務部長）

1 点目の責任、トラブルが起こった時の責任の所在と受けております。内容によってくると思いますが、基本的に現地に来て対応いただけるものは対応してもらい、遠隔でコンピューターに入り込んで操作修正をできることもありますので、そういう時はそういう対応をしていただくということになっております。電子カルテ、病院の生命線でありますので、24 時間 365 日対応をいただけるということは、大前提で進めております。

それから 2 点目のご質問ですが、基本的に信頼関係に基づく契約ということもございます。白石病院長が 4 月からまた着任いただきましたが、東京の本社に行って先方の企業等の社長経営陣と面談も行い、また導入している病院の視察も含めまして、企業の信頼性ということを

確認した後契約を結んでおります。そういうことが発生したときは双方協議の上検討をしていくようになるかと思っております。以上です。

○1 番（川本 息生）

エラー対策などさせていただいて、ちゃんとしていただけるということだと思んですが、いろいろ後からこういうことになりました、向こうの責任になりましたときにお金がこちら側に負担しなさいみたいな、額がどんどんどんどんかさむっていうふうになると、なかなか広域連合としてもあんまり良くないと思うので、その辺もきっちり線引きしてですね、エラーの種類とかですね、契約の方に盛り込んでいただけたらと思いますし、二つ目のシステムのサービス終了した際についての責任の所在というか、後の、例えばお金払って2年後にサービス終了しましたみたいになると、多分、何か刑事事件になるかもしれないんですけど、どういうふうなことが起こり得るかわからないので契約の方でしっかりと事前に協議していただけると助かります。答弁大丈夫です。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 37 号「財産の取得（隠岐病院放射線関連機器一式調達事業）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（山崎隠岐病院事務部長）

それでは議第 37 号「財産の取得（隠岐病院放射線関連機器一式調達事業）」についてご説明いたします。

取得する財産は放射線機器であります。一般撮影システム、エックス線透視撮影システム及び回診用 X 線撮影システム一式の医療機器となります。

取得方法は公募型プロポーザルによる随意契約となり、取得金額は1億1,132万円となります。契約の相手は「富士フイルムメディカル株式会社」様となり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりお願いするものです。

事業概要といたしましては、本年度で稼働後12年を超える、先ほどの3機種の放射線機器、システム一式を更新するものでございます。

募集及び選定の経過については、令和7年3月31日に募集公告を行い、同年5月2日を提出期限としましたところ、「宮野医療器株式会社」、「富士フイルムメディカル株式会社」、「キャノンメディカルシステム株式会社」の3者の申し込みがございました。

提出書類の確認を行い、同年5月19日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしました。選定委員会の委員による評価の結果、総合評価が447.9点と最も高かった「富士フイルムメディカル株式会社・中国支社」様を最優秀提案者と決定いたしました。

評価の総評といたしましては、提案内容が安全性等、効率性を重視した革新的な医療機器システムの導入を中心とした内容であり、全体の見積もり金額が3者の中で最も低くなっていた点は高く評価いたしました。また、CT・MRI等の医療機器が富士フイルムグループ会社の製品であることから、一貫した保守サービスが提供可能である点も評価いたしました。説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第37号について質疑はございませんか。

○10番（石田 茂春）

3者の中で一番低いということで、この見積もり表はどの辺にありますかね。なかったら後からでいいですから出してください。以上です。

○番外（山崎隠岐病院事務部長）

はい。それではまた、改めて資料を提示させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（仲吉 正）

よろしいですか。

○10番（石田 茂春）

はい。

（「なし」の声あり）

○議長（仲吉 正）

質疑なしと認めます。

それではここで皆様に、会議時間についてお諮りをしたいと思います。

会議規則第9条には、会議時間は午前9時から、午後5時までとなっておりますが、ここで本日の会議時間を午後7時までに変更したいと思います。これにご異議はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、議第38号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（齋賀事務局長）

それでは、議第38号「令和7年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明をさせていただきます。

まず、歳出についてでございますが、総務費・総務管理費の一般管理費において、正規職員の退職による減と、それに伴う会計年度任用職員の採用による増の差し引きにより人件費を減額するものでございます。また、仁万の里管理費において、職員の退職に伴う人件費の

減と、給湯器２台の故障に伴い工事請負費を増額するものでございます。

仁万の里給湯器更新工事についてでございますが、平成 25 年度の施設建設時に 7 台の給湯器を設置しておりました。そのうち 1 台は昨年 10 月に故障をし、更新しておりましたが、本年になって、２月３月、それぞれ 1 台ずつ故障をしております。

当該給湯器につきましては、製造元が事業撤退をしており、修理不可のため更新するもので、事業費は 502 万 8,000 円でございます。本日議決をいただければ更新の発注をしたいというふうに考えております。

歳入についてでございますが、分担金及び負担金において、構成団体負担金を増額し、諸収入において、雑入を減額するもので、これは指定管理者である「博愛」から徴収する仁万の里派遣職員の人件費負担金でございます。

総括でございますが、歳入歳出それぞれ 99 万 6,000 円を減額し、補正後の予算総額を 27 億 5,128 万 4,000 円とするものでございます。説明は以上です。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第 38 号について質疑はございませんか。

○10 番（石田 茂春）

これ 2 月 3 月に故障してね、どうして今までもあったんかなと、その時点で更新すればよかったんですよ、その辺がちょっと理解に苦しむ。

○番外（齋賀事務局長）

この度故障した 2 台の設置場所等を踏まえてですね、現時点で近くのところでの給湯器を活用して対応できる状況ということで、仁万の里の方から報告が上がっておりまして、きっちと予算を確保してから実施をするというふうに対応させていただいたということでございます。

議員おっしゃる通り、入所者から見れば早急にという部分もあろうかと思えます。今後もそういった部分については、指定管理者と協議をしながら、十分に進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（仲吉 正）

石田議員よろしいですか。

○10 番（石田 茂春）

はい。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 39 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（山崎隠岐病院事務部長）

それでは議第 39 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

収益的支出についてご説明いたします。

1 項・医業費用の給与費につきまして、1,539 万 9,000 円の増額補正をお願いするもので、内訳としましては、本年 4 月の職員採用及び人事異動等により、給料及び手当、法定福利費を合わせて 956 万 3,000 円増額、退職給与費を 75 万 4,000 円減額し、また本年 5 月より隠岐病院助産師の産休育休により島根県中央病院からの助産師 1 名の派遣受け入れに伴い、負担金 659 万円増額をお願いするものでございます。

続いて、3 項・訪問看護事業につきまして、令和 7 年第 1 回議会定例会において報告しておりました、隠岐共生学園の訪問看護事業廃止に伴い、隠岐共生学園の職員を 4 月 1 日付で、会計年度任用職員として採用したことによるもので、このためフルタイム会計年度任用職員 2 名の採用、及びパートタイム会計年度任用職員 1 名の採用による 1,663 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳としましては、給与費を 1,647 万 9,000 円増額し、旅費の経費を 15 万 6,000 円増額するものでございます。

なお、収入につきましては、来年 2 月に開催予定の議会定例会における最終補正予算で調整させていただきます。説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第 39 号について質疑はございませんか。

○4 番（村上 一）

先ほどの説明の 13 ページのところに、助産師受け入れの負担金の話がありましたけど、なんか私自身は知らなかったんですけど、隠岐病院でお産ができなくなるという話を聞きましたけど、これの補正予算することで、そういうことはないということによろしいでしょうか。以上です。

○番外（山崎隠岐病院事務部長）

先ほどの質問の回答ですが、あと昨年度から助産師の産休育休はもう予定で見えているところであり、現在、管理職を抜いた助産師のところでは不足が生じるというところで、昨年末からいろいろな看護協会であるとか、県の方に助産師の派遣のお願いに行っておりました。

一応この派遣を受けることによって、今年度の派遣期間であるとか、実際はそのあと今育休中の助産師も復職したいというところもあって、今年度については、昨年と同様の状況ではあるというところで、ハイリスクな分娩はもうすでに本土の方にはしておりますが、隠岐病院でできることは、やれるという状況になっております。

○議長（仲吉 正）

よろしいですか。

○4 番（村上 一）

はい。

○議長（仲吉 正）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 40 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」から、議第 43 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてまでの 4 案件につきましては、一括して質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（野津診療所事務長）

それでは、議第 40 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

歳出の 1 目・一般管理費につきまして、8 節・旅費から 13 節・使用料及び賃借料につきましては、看護師 1 名の欠員により、人員が不足することから、派遣会社を通じて、看護師 1 名を確保するための経費でございます。合わせて 785 万 1,000 円の増額でございます。

またその他、隠岐の島町、隠岐病院、診療所間における人件費の調整につきましては、事務が煩雑となることから、今後の補正予算にて対応を予定しております。なお、この点につきましては、すべての診療所会計に共通する事項でございますので、以後の会計に関する説明では割愛させていただきます。

続いて、歳入の 1 目・国保診療施設事業負担金につきまして、隠岐の島町負担金を 785 万 1,000 円増額するものでございます。

総括としまして、歳入歳出ともに 785 万 1,000 円の増額に伴い、補正後の予算額を 1 億 2,113 万円とするものでございます。

続いて、議第 41 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

歳出の 1 目・一般管理費につきまして、8 節・旅費から 13 節・使用料及び賃借料につきましては、看護師 1 名が育児休暇中であるため、派遣会社を通じて、看護師 1 名を確保する費用であり、合わせて 785 万 1,000 円増額するものでございます。

歳入の 1 目・国保診療施設事業負担金につきまして、隠岐の島町負担金を 785 万 1,000 円増額するものでございます。

総括としまして、歳入歳出ともに 785 万 1,000 円の増額に伴い、補正後の予算額を 1 億 3,696 万円とするものでございます。

続いて、議第 42 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」

について、説明いたします。

歳出の 1 目・一般管理費につきまして、2 節・給料から 4 節・共済費につきましては、看護師 1 名の退職に伴う人件費の減によるもので、合わせて 522 万 6,000 円減額するものでございます。

また、1 目・医療機器器具費につきまして、17 節・備品購入費につきましては、医療機器の故障に伴う更新によるもので、308 万円増額するものでございます。

続いて、歳入の 1 目・国保診療施設事業負担金につきまして、隠岐の島町負担金を 368 万 6,000 円減額するものでございます。

また、1 目・医療施設等施設整備費県補助金につきましては、医療機器の更新に伴う県補助金を 154 万円増額するものでございます。

総括としまして、歳入歳出ともに 214 万 6,000 円の減額に伴い、補正後の予算額を 3 億 7,395 万 9,000 円とするものでございます。

続いて、議第 43 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、説明いたします。

歳出の 1 目、医療機器器具費につきまして、17 節・備品購入費につきましては、医療機器の保障に伴う更新によるもので、41 万 6,000 円増額するものでございます。

続いて、歳入の 1 目・へき地診療所施設事業負担金につきまして、隠岐の島町負担金を 41 万 6,000 円増額するものでございます。

総括としまして、歳入歳出ともに 41 万 6,000 円の増額に伴い、補正後の予算額を 4,189 万 3,000 円とするものでございます。説明は以上でございます。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第 40 号から議第 43 号までの 4 案件について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」について質疑を行います。

執行部より、詳細説明の申し出がありましたのでこれを許します。

○番外（田中消防長）

それでは、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明させていただきます。

歳出からご説明いたします。

総務費・一般管理費におきまして、2 節から 4 節につきましては、1 名の職員退職に伴う減、人事異動、共済負担率の変更及び会計年度任用職員採用に伴う増額でございます。

続きまして、10 節・需用費 178 万円の増、これにつきましては、職員の退職及び職員条例

定数が増えたことにより、令和8年度新規採用者を当初予定していました、2名から4名に増員するための貸与品購入に伴うものでございます。

続きまして、13節・使用料及び賃借料242万6,000円の増、これにつきましては、人事異動に伴い、島前地区の職員待機宿舎借り上げ数が4戸増加したための増額、及び緊急消防自動車、公用車、合わせて7台のNHK受信料未払いに伴う増でございます。

このNHK受信料についてですが、車両に設置してありますカーナビにテレビを受信する機能があり、これらの車両に対しては、車両1台ごとにNHKとの契約、受信料の支払いに義務があることを認識しておりませんでした。大変申し訳ございませんでした。

現在は6台分のテレビ配線撤去が完了し、解約の途中でありますが、残りの1台につきましては、緊急消防援助隊の登録車両でありますので、被災地へ出動する際の情報収集のために、継続して契約の予定でございます。

したがって、総務費合計1,132万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、2款・事業費といたしまして、2目・海士出張所施設整備費・工事請負費を6,352万7,000円増額するものでございます。

この要因につきましては、1.経過といたしまして、令和6年度に完了しました用地測量、地質調査の結果により、基礎を支持する地盤の性状が場所により大きく異なることから、杭の長さを確定することができないため、杭基礎は適切でないことが判明いたしました。よって、柱状地盤改良に変更することになり、増額となったものでございます。

柱状地盤改良の詳細につきましては、2.の改良方法に記載のとおりでありますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、歳入をご説明いたします。

1款・分担金及び負担金・消防事業負担金でございますが、1,132万9,000円を増額いたします。構成団体負担金でありまして、負担額については、説明欄の表のとおりでございます。

続きまして、2目・施設整備負担金でございますが、6,352万7,000円を増額いたします。同じく構成団体負担金でありまして、負担額については説明欄の表のとおりでございます。

総括いたします。歳入歳出ともに7,485万6,000円を増額いたしまして、補正後の予算を21億8,354万円とするものでございます。説明は以上で終わります。

○議長（仲吉 正）

ただいま説明のありました、議第44号について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第16. 討論

日程第16. これより「討論」を行います。

議第 33 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの、12 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 17. 採決

日程第 17. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第 33 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 35 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」までの、3 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 33 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてから、議第 35 号「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」までの、3 案件については原案のとおり可決されました。

次に、議第 36 号「財産の取得について（隠岐島前病院総合医療情報システム）」から、議第 37 号「財産の取得について（隠岐病院放射線関連機器一式調達事業）」までの 2 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 36 号「財産の取得について（隠岐島前病院総合医療情報システム）」から、議第 37 号「財産の取得について（隠岐病院放射線関連機器一式調達事業）」までの 2 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 38 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」から、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 7 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 起立全員 ）

起立「全員」であります。

よって、議第 38 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」から、議第 44 号「令和 7 年度消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの 7 案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終わります。

日程第 18. 委員会の閉会中の継続審査

日程第 18.「委員会の閉会中の継続審査」について議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査」の件を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

（本会議閉議宣告 17 時 14 分）

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意案件 2 件、報告案件 2 件、条例案件 3 件、契約案件 2 件、補正予算 7 件の 16 案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

仲吉新議長様をはじめ、議員各位の、引き続きのお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（仲吉 正）

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

ました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

また、今春の人事異動により、「曳野晃夫」氏が隠岐支庁長に就任され、本日、隠岐広域連合副広域連合長に選任されました。

「曳野晃夫」氏におかれましては、隠岐広域連合の益々の発展にお力添えをいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

本日はこれをもって散会し、令和7年第2回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 17時16分)